

裁判員裁判 レポート

「もう6歳、まだ6歳」

当会会員

岡村 英郎 (54期) ●Hideo Okamura



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

1 はじめに

裁判員裁判制度が施行されてもう6年が経ちました。子どもでいえば、幼稚園・保育園の年長さん。子育てと同じで、上手くいく点、いかない点様々です。

本稿では、裁判員裁判反省会（以下「反省会」といいます。）で指摘された点を中心に、裁判官、弁護人の各立場で担当した事件での経験も踏まえ、具体的な審理における課題の一端をご紹介します。

2 冒陳陳述

弁護人の冒頭陳述は、数多くの反省会で厳しい指摘を受けています。細かすぎる、証拠の前出しの・弁論的になっている、それ故頭に入らず、消化不良になるとのこと。

これに対し推奨されるのが、証拠調べの着眼点を明らかにする程度にする、ストーリーを提示するとしても概略的なものにとどめる（細かな時系列を挙げない。）という「思わせぶり冒陳」です。

相応の戦略に基づいて詳細な冒頭陳述をしても、理解できない、刷込み効果はない、肝心な点も伝わらないというのでは元も子もありません。「思わせぶり」という峰打ち的な呼称に抵抗があるとしても、弁護人は、的確で頭にスッと入る冒頭陳述をする意識改革が必要と思われま

3 書証の取調べ

書証は、基本的に要旨の告知ではなく、朗読によって取り調べられています。後で「読んで」分かるのではなく、法廷で「聞いて」分かることが想定されています。

しかし、実際には、関係者間のメールのように、証拠調べの初期段階で朗読されても、「聞いて」理解することが難しい書証もあり、尋問の際に朗読する等の工夫がされています。ただし、手続的に見ると、いつ、どの範囲で、当該書証が取り調べられたのかが不明確・不正確となることがあります。証拠番号と標目を述べただけで、調書上取り調べられたことになっていたケース、尋問の際に当該書証の一部しか読み上げていないのに、全体が裁判所に提出され、形式上全体が取り調べられたことになったケースがあったようです。

後者のケース、当該裁判体が実際に読み上げられた範囲に限り評議の対象とするとしても、上級審の裁判体にはそういった事情は分かりません。

口頭主義と書証との相性の悪さが一番の要因と思われま

4 反対尋問

反対尋問も、弁護人が反省会で厳しい指摘を受けることが多い事項です。

尋問の意図や獲得目標が分からない、証人と弁

護人が議論するのではなく、裁判体に聴かせ、理解させるものにしてほしいとのこと。弁護人にとっては難しい点ですが、裁判官はともかく、裁判員に我慢して聴いてもらうことは期待できません。

また、捜査段階で作成された供述調書との矛盾や述べていなかったことを事細かに取り上げるだけの反対尋問は効果がないとのこと。あくまでも、過去にどのように供述したかも含め、法廷供述の信用性を中心に尋問した方がよい、その際、供述のうち事実と述べる部分と推測を述べる部分を区別して弾劾すると理解しやすいとのこと。

証人が述べた内容を弁護人が確認して尋問することについて、それ自体が無駄である、確認しようとする内容とその前に証人が述べた内容が一致しておらず、審理を混乱させるとのこと。前者については、裁判官の補充尋問でも、先行する供述内容を確認した上で尋問することはしばしば見られることです。行うは難しということなのかもしれません。後者については、被告人に有利にまとめて尋ね、証人に「はい。」と言わせても、裁判体は調書を細かく読み直して、細かな表現の差異を検討することをしないので、それだけで心証が変わることはないようです。

以上の点は、いずれも裁判員裁判特有の事項ではなく、新しい課題という訳でもありませんが、裁判体に理解してもらえなければ意味がありませんので、弁護人は、裁判所の指摘に真摯に耳を傾け、改善することが必要となると思われます。

5 専門家証人

専門家証人について、反省会では分かりやすかったか否かが議論されることが多いですが、専門家証人の性格・能力によるところも大きいです。

この分かりやすさに関し、私が担当した控訴審事件の原審公判前整理手続において、検察官が、検察側証人となる医師が証言の際に配布するレジユメを提出し、裁判官がその内容について意見を述べ、検察官が内容を修正するということがありました。裁判員への分かりやすさを図る目的によるものかもしれませんが、仮に専門家証人の供述が分かりにくいとしても、それは検察官の責任のほうです。裁判官は慎重に対応すべきと思われま

す。

また、近時担当した事件では、検察側証人たる医師2名について、弁護人がカンファレンスを求めたものの応じてもらえませんでした。やむなく、鑑定書のほか、検察官作成の電話聴取報告書・証言予定事実記載書面のみで尋問に臨みましたが、実際の証言内容は、前記の検察官作成書面とかなり異なるものでした。同事件における検察官の対応の真意は不明ですが、少なくとも検察官が専門家の考え・見解を正確に把握できない可能性は否定できません。どんなケースでも、カンファレンスの開催を強く求めていくべきと思われます。

6 被告人質問

被告人質問について、反省会で多く指摘されるのは、その手法です。

核心部分とのつながりが不明なまま、核心に入るまでの質問が長いとのこと。家庭環境、生育歴等が動機や犯行経緯に強く結びつかないケースでは、大河ドラマのように遡って説明する必要はないのでしょうか。それらは更生可能性を裏付ける一事情として、罪体とは別に述べるのが裁判体にも理解しやすいように思われます。

また、被告人がうまく答えられず、やむを得ず弁護人が誘導して「はい。」と答えさせるケースは少なくないと思われます。しかし、こういった供述は印象が弱く、事実を把握しにくいとのこと。そう「言った」という記録は残りますが、法廷で「聞いて」心証を取る裁判官、裁判員の記憶には残らず、説得力もないのでは意味がありません。大変ですが、弁護人には、被告人が自分の言葉で語れるよう努める必要があると思われます。

7 主観的併合

裁判員裁判制度開始当初、主観的併合は消極的に考えられていたと思われませんが、裁判所は近時少し積極的になってきているようです。既に5名が併合審理された例があるとのこと、私が担当した事件でも、4名が併合審理されました。併合審理の長短については繰り返しません、裁判官裁判でできることが、裁判員裁判だという理由だ

けで馴染まないとは言えないと思われます。

ただ、これまで裁判員裁判での主観的併合が消極的に考えられていたこともあってか、併合審理に必要な設備の整備が追い付いていないようです。

何といても、法廷内での居場所の確保が大変です。私が担当した事件では、被告人4名と弁護士8名の合計12名が、①通常の着席位置、②その背部、③法廷柵の前で裁判体と向かい合う形(2被告人)に分かれて着席しました。狭くて、裁判所職員の移動すらままなりません。

また、弁護士側の卓上モニターは①の机上の1台のみで、大型モニターを消すと①以外の位置にいる被告人はそのモニター画面を見ることができませんでした。

裁判所の考えも変わってきているのであれば、裁判所は、それに沿って必要な環境整備を進めるべきと思われます。

8 弁護人の振舞い

弁護士によっては、審理中に目をつぶって、証人等の話を聴く、やおら立ち上がる、余裕の笑みを浮かべるといことをされる方もいます。こういった振舞いについては、裁判員アンケートで、厳しい指摘をされることが多いです。

本当に寝ているわけでもないでしょうし、尋問等の技法として非難されるほどのものではないと思われます。

それでも、裁判員が不快に感じるのであれば、弁護士は、被告人に不利な影響を与えないように、配慮することが必要だと思われます。

9 弁論

自白事案での弁論における量刑検索データの利用は進んでいるようです。ただし、そのデータの基礎となる事例の実態を無視した主張は説得力を欠くとのこと。覚せい剤輸入事案で、当該薬物が社会に拡散していないことを有利な事情として挙げたものの、データの基礎となる事例が覚せい剤が拡散していない事案ばかりだったため、そのデータでは刑を引き下げる理由として説得力がないと判断されたケースがあったようです。

弁護人は、量刑の評決が変則的な多数決で決まることも考慮に入れつつ、評議において、重視されることになる量刑事情が適切なものとなり、かつ、その事情と具体的な刑の重さが合理的に関連する評議が進むよう、弁論を工夫することが必要と思われます。

10 判決書

判決書のうち事実認定部分について、その記載自体が分かりにくいということは少ないと思われます。ただし、控訴審事件を担当してみると、事実認定が荒く、控訴審も過度な認定であると認めるケースが散見されます。9名(補充裁判員も含めるとそれ以上)も判断者がいて、過度な認定をする理由は不明です。裁判所においても、振り返りや改善が必要と思われます。

11 アンケート

裁判員のアンケート結果は、概していえば、裁判官は好評、検察官は概ね好評、弁護士は普通かそれ以下という傾向があると思われます。

裁判官は評議の場で何度も説明する機会があり、それと同じ土俵で単純に弁護人の活動を評価し、比較するのは適当でないように思われます。また、検察官と異なり部分攻撃になりがちな弁護人の主張立証が分かりにくくてもやむを得ない面もあります。

とはいえ、結局、裁判官・裁判員に弁護人の主張・立証を十分に理解してもらわないと意味がありません。弁護士における工夫・改善が必要と思われます。

12 最後に

裁判員裁判制度、その弁護の在り方については様々な考えがあり、裁判所の指摘に対しても異議があるかも知れません。

ただ、冒頭にも述べたとおり裁判員裁判制度はまだ6歳です。今後どのような制度になるかは、その育て方、弁護人の創意工夫によることも大きいと思われます。多くの方に、裁判員センターの活動、さらには反省会に積極的にご参加いただき、裁判員裁判制度の健全育成にご協力いただきたいと思います。 ■